

蒲郡市国民保護対策本部及び蒲郡市緊急対処事態対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市国民保護対策本部及び蒲郡市緊急対処事態対策本部条例（平成18年蒲郡市条例第9号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、蒲郡市国民保護対策本部及び蒲郡市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第2条第2項に規定する蒲郡市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 蒲郡市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）に事故あるとき又は欠けたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づく職務代理者をもって充てる。

3 条例第2条第3項に規定する蒲郡市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第4条第1項に規定する部長、上下水道部長、ポートルース事業部長、市民病院事務局長、消防長、議会事務局長、教育部長（不在のときは教育委員会のうちから本部長の指定する者）及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 条例第2条第4項に規定する職員は、蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）第2条に規定する職員をもって充てる。

(会議)

第3条 蒲郡市国民保護対策本部（以下「本部」という。）に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、次の各号に掲げる国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）について協議し、及びその実施を図る。

- (1) 住民の避難に関する措置
- (2) 避難住民等の救援に関する措置
- (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 国民生活の安定に関する措置
- (5) 復旧、備蓄に関する措置
- (6) その他武力攻撃災害対策に関する重要な事項

3 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 4 本部員会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 5 各本部員は、必要に応じ、所属職員を伴って会議に出席させることができる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、自衛隊、警察署、ライフライン等関係機関その他の関係機関の職員等を本部員会議への出席を要請することができる。

(部)

第4条 条例第4条第1項に規定する部は、別表のとおりとする。

- 2 本部長は、部間相互の調整を図るため、部を統括する隊を置き、副本部長を隊長に充てる。
- 3 部に班を置く。
- 4 班の所掌する事務は、別表の分担業務の欄に掲げる事項とする。
- 5 部及び班の長は、別表に掲げる者を持って充て、班員は、班を構成する組織の職員とする。
- 6 部及び班は、その所掌する事務を遂行するにあたっては、相互に協力し、他の部及び部内各班との緊密な連携のもとに、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
- 7 次条第1項に規定する事務局と班との連絡を円滑に行うため、全班に各1名の本部連絡員を置く。

(事務局)

第5条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 国民保護措置を実施するにあたり、本部の各組織間及び本部、愛知県、他市町村、並びに自衛隊その他関係機関相互の連絡調整に関すること。
 - (2) 武力攻撃災害における情報の収集、分析及び伝達に関すること。
 - (3) 蒲郡市国民保護計画で定める武力攻撃事態及び緊急対処事態（以下「武力攻撃事態等」という。）の広報に関すること。
 - (4) 本部員会議に関すること。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及びその他必要な職員（以下「事務局員」という。）を置く。
- 4 事務局長は、危機管理監を、事務局次長は危機管理課長をもって充て、事務局員は本部長があらかじめ任命する。
- 5 事務局長及び事務局次長を除く事務局員は、前条第3項に規定する班から独立

して事務局の事務を所掌する。

- 6 大規模な武力攻撃災害が発生した場合は、事務局に必要な班を置き、班員の構成は事務局長が決定する。

(特例措置)

- 第6条 本部長は、武力攻撃事態等への対処にあたり必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、当該武力攻撃事態等の状況に応じた組織編成及び分担業務を定めることができる。

(非常配備体制)

- 第7条 本部は、全組織を挙げて国民保護措置を実施する体制をとる。

- 2 本部の各組織は、非常配備連絡網を整備し、国民保護措置の強力かつ円滑な実施及び合理的な職員の配備体制を図るものとする。

- 3 職員は休日等勤務時間外において、前項の伝達又は防災行政無線において情報を確認できたときは、速やかに本部に参集し、国民保護措置に係る業務に従事しなければならない。

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

- 第9条 第2条から前条までの規定は、蒲郡市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。